

現行	改正
大阪府公共建築工事共通費積算基準の運用 令和 7 年1月 大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室	大阪府公共建築工事共通費積算基準の運用 令和 8 年1月 大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室

目 次

第1章 総則.....	3
第1項 目的.....	3
第2項 共通仮設費の算定	3
第3項 現場管理費の算定	4
第4項 一般管理費等の算定	4
第2章 一般建築.....	5
第1項 共通事項	5
第2項 共通仮設費	7
第3項 現場管理費	12
第4項 一般管理費等	14
第3章 住宅.....	15
第1項 共通事項	15
第2項 共通仮設費	15
第3項 現場管理費	16
第4項 一般管理費等	17

目 次

第1章 総則.....	3
第1項 目的.....	3
第2項 共通仮設費の算定	3
第3項 現場管理費の算定	4
第4項 一般管理費等の算定	4
第2章 一般建築.....	5
第1項 共通事項.....	5
第2項 共通仮設費.....	7
第3項 現場管理費.....	12
第4項 一般管理費等	14
第3章 住宅.....	15
第1項 共通事項.....	15
第2項 共通仮設費.....	15
第3項 現場管理費.....	16
第4項 一般管理費等	17

第Ⅰ章 総則

第Ⅰ項 目的

この運用は、「大阪府公共建築工事共通費積算基準」（以下、共通費基準）で定めた内容についての運用を定めるもので、適正な共通費の積算に資することを目的とする。

また、この運用は、一般的な建物を建築する場合を対象としているので、使用に当たっては、各工事の実情を考慮の上、必要な補正を行うものとする。

第2項 共通仮設費の算定

- 1. 共通仮設費は、次式により算定する。
共通仮設費＝（直接工事費×共通仮設費率）＋積み上げによる共通仮設費
- 2. 共通仮設費率は、共通費基準 別表による。
- 3. 共通仮設費の率に含む内容・積み上げ内容は、共通費基準、表Ⅰ－Ⅰの区分表、並びに第2章第2項2.（Ⅰ）イ及びロによる。

表Ⅰ－Ⅰ 共通仮設費区分表

項目	内 容	率に含む内容		積み上げ内容	
		区分	適 用	区分	適 用
準備費	敷地整理	○	新築・増築工事	○	設備工事、改修工事
	石綿含有建材の事前調査	○	一般建築・設備工事の改修工事	○	住宅の改修工事
仮設建物費	監理事務所	○	一般建築、住宅の屋外整備工事（買取、当該工事固有の事情による場合は、積上げとする。）	○	住宅（屋外整備工事を除く）、設備工事
	監理事務所事務員			⊖	
機械器具費	揚重機械器具	○	住宅（屋外整備工事を除く）	○	一般建築、設備、住宅の屋外整備工事

第Ⅰ章 総則

第Ⅰ項 目的

この運用は、「大阪府公共建築工事共通費積算基準」（以下、共通費基準）で定めた内容についての運用を定めるもので、適正な共通費の積算に資することを目的とする。

また、この運用は、一般的な建物を建築する場合を対象としているので、使用に当たっては、各工事の実情を考慮の上、必要な補正を行うものとする。

第2項 共通仮設費の算定

- 1. 共通仮設費は、次式により算定する。
共通仮設費＝（直接工事費×共通仮設費率）＋積み上げによる共通仮設費
- 2. 共通仮設費率は、共通費基準 別表による。
- 3. 共通仮設費の率に含む内容・積み上げ内容は、共通費基準、表Ⅰ－Ⅰの区分表、並びに第2章第2項2.（Ⅰ）イ及びロによる。

表Ⅰ－Ⅰ 共通仮設費区分表

項目	内 容	率に含む内容		積み上げ内容	
		区分	適 用	区分	適 用
準備費	敷地整理	○	新築・増築工事	○	設備工事、改修工事
	石綿含有建材の事前調査	○	一般建築・設備工事の改修工事	○	住宅の改修工事
仮設建物費	監理事務所	○	一般建築、住宅の屋外整備工事（買取、当該工事固有の事情による場合は、積上げとする。）	○	住宅（屋外整備工事を除く）、設備工事
機械器具費	揚重機械器具	○	住宅（屋外整備工事を除く）	○	一般建築、設備、住宅の屋外整備工事

第3項 現場管理費の算定

1. 現場管理費は、次式により算定する。
現場管理費 =(純工事費 × 現場管理費率)+ 積み上げによる現場管理費
2. 現場管理費率は、共通費基準 別表による。
3. 現場管理費の率に含む内容・積み上げ内容は、共通費基準、表1ー2の区分表並びに第2章第3項2.(1)イ及びロによる。

表1ー2 現場管理費区分表

項 目	内 容	率に含む内容		積み上げ内容	
		区 分	適 用	区 分	適 用
租 税 公 課	石綿含有建材の事前調査 結果の報告	○	一般建築・設備工事の改 修工事	○	住宅の改修工事

第4項 一般管理費等の算定

1. 一般管理費等を算定する場合は、次式により算定する。
一般管理費等 =工事原価 × 一般管理費等率
2. 一般管理費等率は、当該工事のすべての工事原価の合計額を対象額とし、共通費基準別表による。
3. 一般管理費の率に含む内容・積み上げ内容は、共通費基準、第2章第4項1.(1)イ及びロによる。

第3項 現場管理費の算定

1. 現場管理費は、次式により算定する。
現場管理費 =(純工事費 × 現場管理費率)+ 積み上げによる現場管理費
2. 現場管理費率は、共通費基準 別表による。
3. 現場管理費の率に含む内容・積み上げ内容は、共通費基準、表1ー2の区分表並びに第2章第3項2.(1)イ及びロによる。

表1ー2 現場管理費区分表

項 目	内 容	率に含む内容		積み上げ内容	
		区 分	適 用	区 分	適 用
租 税 公 課	石綿含有建材の事前調査 結果の報告	○	一般建築・設備工事の改修 工事	○	住宅の改修工事
労 務 管 理 費	監理事務所事務員			○	

第4項 一般管理費等の算定

1. 一般管理費等を算定する場合は、次式により算定する。
一般管理費等 =工事原価 × 一般管理費等率
2. 一般管理費等率は、当該工事のすべての工事原価の合計額を対象額とし、共通費基準別表による。
3. 一般管理費の率に含む内容・積み上げ内容は、共通費基準、第2章第4項1.(1)イ及びロによる。

第2章 一般建築

第1項 共通事項

1. 共通費算定に関する数値の取扱い

(1) 率による算定

共通費基準の率により算定した金額は、一円未満切捨てとする。

(2) 積み上げによる算定

積み上げにより算定した金額は、一円未満切捨てとする。

(3) 一般管理費等

算出された金額の範囲内で、原則として工事価格は一千円単位となるように一般管理費等で調整する。

2. 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定

(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

イ. 共通仮設費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。

ロ. 現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。

ハ. 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(2) 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。

3. 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定

(1) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合

イ. 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。
なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。

(イ) 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。
なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

(ロ) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。
なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

(ハ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。

ロ. 主たる工事以外のいずれかの工事（削除）が、工事内容及び工事費（削除）から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。

ハ. 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

4. 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定

第2章 一般建築

第1項 共通事項

1. 共通費算定に関する数値の取扱い

(1) 率による算定

共通費基準の率により算定した金額は、一円未満切捨てとする。

(2) 積み上げによる算定

積み上げにより算定した金額は、一円未満切捨てとする。

(3) 一般管理費等

算出された金額の範囲内で、原則として工事価格は一千円単位となるように一般管理費等で調整する。

2. 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定

(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

イ. 共通仮設費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。

ロ. 現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。

ハ. 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(2) 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。

3. 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定

(1) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合

イ. 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。
なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。

(イ) 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。
なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

(ロ) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。
なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

(ハ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。

ロ. 主たる工事以外のいずれかの工事が、工事内容及び工事費から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。

ハ. 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

4. 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定

(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。 イ. 共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。 ロ. 現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。 ハ. 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。 (2) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。 5. 工事に伴う湧水の排出費の扱い 工事に伴う湧水等を公共下水等に排出する場合の費用（下水道料金のみ）の共通費は算定せず、工事費に加算する。 6. とりこわし工事の取扱い とりこわし工事とは、建築物解体工事共通仕様書3.3.1 に基づき、建築物を解体する工事をいう。建築物の解体に合わせ、建築物解体工事共通仕様書3.3.1 に基づき、工作物等を解体する場合は、工作物等もとりこわし工事として取扱う。 7. 指定部分及び指定部分工期 原則として、指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期（T）に用いない。なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。	(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。 イ. 共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。 ロ. 現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。 ハ. 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。 (2) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。 5. 工事に伴う湧水の排出費の扱い 工事に伴う湧水等を公共下水等に排出する場合の費用（下水道料金のみ）の共通費は算定せず、工事費に加算する。 6. とりこわし工事の取扱い とりこわし工事とは、建築物解体工事共通仕様書3.3.1 に基づき、建築物を解体する工事をいう。建築物の解体に合わせ、建築物解体工事共通仕様書3.3.1 に基づき、工作物等を解体する場合は、工作物等もとりこわし工事として取扱う。 7. 指定部分及び指定部分工期 原則として、指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期（T）に用いない。なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。
---	---

第2項 共通仮設費

1. 共通仮設費の区分

共通仮設費は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のそれぞれと処分費に区分して算定する。

2. 共通仮設費の算定方法

(1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

2共通仮設費 =(A－ b － c)×α+ b×α'+ d

A：すべての直接工事費

b：とりこわし工事

c：リース料、湧水排出費、ガス設備工事、処分費（共通仮設費の対象としない。）

α：湧水排出費、ガス設備工事、処分費を除いた直接工事費に対する共通仮設費率

α'：湧水排出費、ガス設備工事、処分費を除いた直接工事費に対する新営建築工事の共通仮設費率

d：共通仮設費の積み上げ分

イ. 共通仮設費率による算定

(イ) 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）

① 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）は、開札予定日から工期末までの期間とするが、開札から契約までを考慮し、随意契約及び最低制限価格制度案件にあっては、20日を減じ、低入札価格調査制度案件にあっては、35日を減ずる。また、議会の議決を経なければならないものにおいて、議会の採決日（前年度の当該会の採決日を参考とする。）までの日数を減ずる。

なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その工期を算定に用いるT（工期）として共通仮設費率を算出する。また、月単位の換算は、30日／月にて除し、その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとし、共通仮設費率を算出する。

② 工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、共通仮設費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

(ロ) 監理事務所を設けない場合の補正

建築工事において、共通費基準 3(3) 表-5に挙げる監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率(Kr)に以下の補正値を乗じる。

直接工事費	1000万円未満	1000万円以上50億円以下	50億円を超える
補正値	0.887	0.738+0.0162×LogeP	0.988
Pは、共通費基準 別表におけるP:直接工事費（千円） 注1）補正式による値は小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。 注2）設計変更においては、変更後のPに対応した値を変更後のKrに乘じる。			

第2項 共通仮設費

1. 共通仮設費の区分

共通仮設費は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のそれぞれと処分費に区分して算定する。

2. 共通仮設費の算定方法

(1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

共通仮設費 =(A－ b － c)×α+ b×α'+ d

A：すべての直接工事費

b：とりこわし工事

c：リース料、湧水排出費、ガス設備工事、処分費（共通仮設費の対象としない。）

α：湧水排出費、ガス設備工事、処分費を除いた直接工事費に対する共通仮設費率

α'：湧水排出費、ガス設備工事、処分費を除いた直接工事費に対する新営建築工事の共通仮設費率

d：共通仮設費の積み上げ分

イ. 共通仮設費率による算定

(イ) 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）

① 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）は、開札予定日から工期末までの期間とするが、開札から契約までを考慮し、随意契約及び最低制限価格制度案件にあっては、20日を減じ、低入札価格調査制度案件にあっては、35日を減ずる。また、議会の議決を経なければならないものにおいて、議会の採決日（前年度の当該会の採決日を参考とする。）までの日数を減ずる。

なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その工期を算定に用いるT（工期）として共通仮設費率を算出する。また、月単位の換算は、30日／月にて除し、その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとし、共通仮設費率を算出する。

② 工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、共通仮設費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

(ロ) 監理事務所を設けない場合の補正

建築工事において、共通費基準 3(3) 表-5に挙げる監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率(Kr)に以下の補正値を乗じる。

直接工事費	1000万円未満	1000万円以上50億円以下	50億円を超える
補正値	0.887	0.738+0.0162×LogeP	0.988
Pは、共通費基準 別表におけるP:直接工事費（千円） 注1）補正式による値は小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。 注2）設計変更においては、変更後のPに対応した値を変更後のKrに乘じる。			

(ハ)とりこわし工事を含めて発注する場合 とりこわし工事は新営建築工事に含めて算定する。 (ニ)リース料の取扱い 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により直接工事費からリース料及び処分費を除いた額の共通仮設費を算定する。 (ホ) 直接工事費が共通費基準別表（注3）で定める範囲を外れる場合 原則として算定式により算定された率を採用する。 (ヘ) 共通仮設費率の留意事項 ① 環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。 ・屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用 ・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用 ② 共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費 ・新営工事は引込費用及び使用料が該当する。（工事用） ・改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメーター設置費と使用料が該当する。（工事用） ロ. 積み上げによる算定 表1-1に記載の積み上げ内容並びに、以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。 (イ) 準備費 敷地測量、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧に関する費用 (ロ) 仮設建物費 ① 宿舍、設計図書による現場環境改善費用 ② 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における、監理事務所（監督職員事務所）、備品等の費用 ③ 建築工事における、監理事務所（監督職員事務所）の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容	(ハ)とりこわし工事を含めて発注する場合 とりこわし工事は新営建築工事に含めて算定する。 (ニ)リース料の取扱い 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により直接工事費からリース料及び処分費を除いた額の共通仮設費を算定する。 (ホ) 直接工事費が共通費基準別表（注3）で定める範囲を外れる場合 原則として算定式により算定された率を採用する。 (ヘ) 共通仮設費率の留意事項 ①道路占用料については、必要に応じて、費用を計上する。なお、道路法第39条において、「道路管理者は、道路の占有につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占有が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。」とされており、公共発注の営繕工事においては道路占用料の徴収を行わないとされている。 道路使用許可申請手数料については、必要に応じて、費用を計上する。なお、所轄警察署により道路使用許可申請手数料が免除される場合がある。 ②環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。 ・屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用 ・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用 ③共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費 ・新営工事は引込費用及び使用料が該当する。（工事用） ・改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメーター設置費と使用料が該当する。（工事用） ロ. 積み上げによる算定 表1-1に記載の積み上げ内容並びに、以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。 (イ) 準備費 敷地測量、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧、道路占用料等に関する費用 (ロ) 仮設建物費 ① 宿舍、設計図書による現場環境改善費用 ② 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における、監理事務所（監督職員事務所）、備品等の費用 ③ 建築工事における、監理事務所（監督職員事務所）の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容
---	--

(ハ) 工事施設費

仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書による現場環境改善費用

(二) 環境安全費

交通誘導・安全管理等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用

(ホ) 動力用水光熱費

本受電後の電力基本料金

(ヘ) 屋外整理清掃費

除雪に要する費用

(ト) 機械器具等

① 新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用

規格の選定及び存置日数は、表2-1～表2-5を参考とし、施工条件等により機種を選定する。

(共通事項)

1. 揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。
2. RC造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。
3. $A = \text{建築面積} / 750 \text{ m}^2$ （計算過程においてAの値を端数処理する場合は、小数点以下第三位を四捨五入し小数点以下第二位とする。）
4. N=階数
5. 存置日数の端数処理は、小数点以下第一位を切上げ整数とする。
6. 各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。
7. 階数が2階以下かつ建築面積が 250 m²未満の場合は、規格を 16t 以下とし、存置日数は実状に応じて適切に補正する。
8. 障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。
9. 表2-1～2-5の存置日数には回送等に要する日数を含む。

表2-1 地上階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規 格	存 置 日 数	備 考
1	25t	$13.6 \times A + 5.2$	
2	25t	$18.0 \times A + 10.0$	
3	25t	$22.4 \times A + 14.8$	
4	25t	$26.8 \times A + 19.6$	
5	25t	$31.2 \times A + 24.4$	

表2-2 地下階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規 格	存 置 日 数	備 考
B1	25t	$9.5 \times A$	

(ハ) 工事施設費

仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書による現場環境改善費用

(二) 環境安全費

交通誘導・安全管理等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用

(ホ) 動力用水光熱費

本受電後の電力基本料金

(ヘ) 屋外整理清掃費

除雪に要する費用

(ト) 機械器具等費

① 新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用

規格の選定及び存置日数は、表2-1～表2-5を参考とし、施工条件等により機種を選定する。

(共通事項)

1. 揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。
2. RC造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。
3. $A = \text{建築面積} / 750 \text{ m}^2$ （計算過程においてAの値を端数処理する場合は、小数点以下第三位を四捨五入し小数点以下第二位とする。）
4. N=階数
5. 存置日数の端数処理は、小数点以下第一位を切上げ整数とする。
6. 各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。
7. 階数が2階以下かつ建築面積が 250 m²未満の場合は、規格を 16t 以下とし、存置日数は実状に応じて適切に補正する。
8. 障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。
9. 表2-1～2-5の存置日数には回送等に要する日数を含む。

表2-1 地上階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規 格	存 置 日 数	備 考
1	25t	$13.6 \times A + 5.2$	
2	25t	$18.0 \times A + 10.0$	
3	25t	$22.4 \times A + 14.8$	
4	25t	$26.8 \times A + 19.6$	
5	25t	$31.2 \times A + 24.4$	

表2-2 地下階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規 格	存 置 日 数	備 考
B1	25t	$9.5 \times A$	

表2-3 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規 格	存 置 日 数			備 考
		100㎡未満	300㎡未満	500㎡未満	
PI	25t	4	5	6	

表2-4 地上階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数 (N)	規 格	存 置 日 数	備 考
1	16t	2.3×A	
2	16t	5.4×A	
3	16t	8.5×A	
4	ロングスパン工用 エレベータ1t未満	18.5×N+40.5	建築面積1,000㎡ごとに1台
5	ロングスパン工用 エレベータ1t未満	18.5×N+40.5	建築面積1,000㎡ごとに1台

表2-5 地下階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規 格	存 置 日 数	備 考
BI	16t	6.4×A	

- ② 改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用
- 機種を選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により機種を選定する。

(チ) 情報システム費

情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用

(リ) 試験費等

①建築工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費を除き、積み上げにより算定する。

（積み上げによる試験費の例）

- ・石綿粉じん濃度測定
- ・分析による石綿含有建材の調査
- ・化学物質の濃度測定
- ・六価クロム溶出試験
- ・PCB含有シーリング材の調査
- ・路床土の支持力比（CBR）試験
- ・現場CBR試験
- ・放射線透過試験
- ・上記に類する各種試験費等

②電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に定める機材の試験費及び施工の試験費を除き、積み上げにより算定する。

（積み上げによる試験費の例）

表2-3 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規 格	存 置 日 数			備 考
		100㎡未満	300㎡未満	500㎡未満	
PI	25t	4	5	6	

表2-4 地上階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数 (N)	規 格	存 置 日 数	備 考
1	16t	2.3×A	
2	16t	5.4×A	
3	16t	8.5×A	
4	ロングスパン工用 エレベータ1t未満	18.5×N+40.5	建築面積1,000㎡ごとに1台
5	ロングスパン工用 エレベータ1t未満	18.5×N+40.5	建築面積1,000㎡ごとに1台

表2-5 地下階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規 格	存 置 日 数	備 考
BI	16t	6.4×A	

- ② 改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用
- 機種を選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により機種を選定する。

(チ) 情報システム費

情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用

(リ) 試験費等

①建築工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費を除き、積み上げにより算定する。

（積み上げによる試験費の例）

- ・石綿粉じん濃度測定
- ・分析による石綿含有建材の調査
- ・化学物質の濃度測定
- ・六価クロム溶出試験
- ・PCB含有シーリング材の調査
- ・路床土の支持力比（CBR）試験
- ・現場CBR試験
- ・放射線透過試験
- ・上記に類する各種試験費等

②電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に定める機材の試験費及び施工の試験費を除き、積み上げにより算定する。

（積み上げによる試験費の例）

- ・石綿粉じん濃度測定
- ・分析による石綿含有建材の調査
- ・PCB含有調査
- ・放射線透過試験
- ・テレビ電波障害調査（事前・中間・事後）
- ・迷走電流測定調査
- ・上記に類する各種試験費等

（ヌ）石綿含有建材の調査費（事前調査結果を貸与しない場合又は石綿等の使用の有無を設計図書へ明示しない場合は計上する）

（2）処分費の取扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

- ・石綿粉じん濃度測定
- ・分析による石綿含有建材の調査
- ・PCB含有調査
- ・放射線透過試験
- ・テレビ電波障害調査（事前・中間・事後）
- ・迷走電流測定調査
- ・上記に類する各種試験費等

（ヌ）石綿含有建材の調査費（事前調査結果を貸与しない場合又は石綿等の使用の有無を設計図書へ明示しない場合は計上する）

（2）処分費の取扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

第3項 現場管理費

1. 現場管理費の区分

現場管理費は、共通仮設費で区分した項目ごとに算定する。

2. 現場管理費の算定方法

(1) 現場管理費の算定は現場管理費率により算定する。ただし、現場管理費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

$$\text{現場管理費} = (A - b - c) \times \beta + b \times \beta' + d$$

A :すべての純工事費

b :とりこわし工事の純工事費

c :リース料、湧水排出費、ガス設備工事、処分費（現場管理費の対象としない。）

β :湧水排出費、ガス設備工事、処分費を除いた純工事費に対する現場管理費率

β' :湧水排出費、ガス設備工事、処分費を除いた純工事費に対する新営建築工事の現場管理費率

d : 現場管理費の積み上げ分

イ. 現場管理費率による算定

(イ) 現場管理費率の算定に用いるT(工期)

- ① 現場管理費率の算定に用いるT(工期)は、開札予定日から工期末までの期間とするが、開札から契約までを考慮し、随意契約及び最低制限価格制度案件にあっては、20日を減じ、低入札価格調査制度案件にあっては、35日を減ずる。また、議会の議決を経なければならないものにおいて、議会の採決日（前年度の当該会の採決日を参考とする。）までの日数を減ずる。
- なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その工期を算定に用いるT(工期)として現場管理費率を算出する。また、月単位の換算は、30日／月にて除し、その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとし、現場管理費率を算出する。

- ② 工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、現場管理費率の算定に用いるT(工期)には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

(ロ) とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は新営建築工事に含めて算定する。

(ハ) リース料の取扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く純工事費の合計額に対応する現場管理費率により純工事費からリース料及び処分費を除いた額の現場管理費を算定する。

(ニ) 純工事費が共通費基準別表（注3）で定める範囲を外れる場合

原則として算定式により算定された率を採用する。

(ホ) 現場管理費率の留意事項

現場管理費率内のその他の項目に含まれる費用

・本支店等から支援を受けた場合の原価性費用として、本支店等から支援を受けた以下の費用が含ま

第3項 現場管理費

1. 現場管理費の区分

現場管理費は、共通仮設費で区分した項目ごとに算定する。

2. 現場管理費の算定方法

(1) 現場管理費の算定は現場管理費率により算定する。ただし、現場管理費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

$$\text{現場管理費} = (A - b - c) \times \beta + b \times \beta' + d$$

A :すべての純工事費

b :とりこわし工事の純工事費

c :リース料、湧水排出費、ガス設備工事、処分費（現場管理費の対象としない。）

β :湧水排出費、ガス設備工事、処分費を除いた純工事費に対する現場管理費率

β' :湧水排出費、ガス設備工事、処分費を除いた純工事費に対する新営建築工事の現場管理費率

d : 現場管理費の積み上げ分

イ. 現場管理費率による算定

(イ) 現場管理費率の算定に用いるT(工期)

- ① 現場管理費率の算定に用いるT(工期)は、開札予定日から工期末までの期間とするが、開札から契約までを考慮し、随意契約及び最低制限価格制度案件にあっては、20日を減じ、低入札価格調査制度案件にあっては、35日を減ずる。また、議会の議決を経なければならないものにおいて、議会の採決日（前年度の当該会の採決日を参考とする。）までの日数を減ずる。
- なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その工期を算定に用いるT(工期)として現場管理費率を算出する。また、月単位の換算は、30日／月にて除し、その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとし、現場管理費率を算出する。

- ② 工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、現場管理費率の算定に用いるT(工期)には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

(ロ) とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は新営建築工事に含めて算定する。

(ハ) リース料の取扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く純工事費の合計額に対応する現場管理費率により純工事費からリース料及び処分費を除いた額の現場管理費を算定する。

(ニ) 純工事費が共通費基準別表（注3）で定める範囲を外れる場合

原則として算定式により算定された率を採用する。

(ホ) 現場管理費率の留意事項

現場管理費率内のその他の項目に含まれる費用

・本支店等から支援を受けた場合の原価性費用として、本支店等から支援を受けた以下の費用が含ま

れている。 ・検査、試験の支援に要する費用 ・施工図作成の支援に要する費用 ・その他、外注又は現場従業員が従事する代わりに、本支店等従業員が従事した場合に要する費用 ・各種調査に要する費用として、以下の費用が含まれている。 ・本支店等従業員が調査に伴う作業に要した費用 ・現場従業員が工事完了後に調査に伴う作業に要した費用 ロ. 積み上げによる算定 表1ー2に記載の積み上げ内容並びに、以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。 ・要員等の費用 条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等） (2) 処分費の取扱い 建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。 (3) 支給材を使用する場合 支給材（入居官署又は発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については現場管理費を加算しない。	ている。 ・検査、試験の支援に要する費用 ・施工図作成の支援に要する費用 ・その他、外注又は現場従業員が従事する代わりに、本支店等従業員が従事した場合に要する費用 ・各種調査に要する費用として、以下の費用が含まれている。 ・本支店等従業員が調査に伴う作業に要した費用 ・現場従業員が工事完了後に調査に伴う作業に要した費用 ロ. 積み上げによる算定 表1ー2に記載の積み上げ内容並びに、以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。 ・要員等の費用 条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等） (2) 処分費の取扱い 建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。 (3) 支給材を使用する場合 支給材（入居官署又は発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については現場管理費を加算しない。
--	---

第4項 一般管理費等

Ⅰ. 一般管理費等の算定方法

(Ⅰ) 一般管理費等の算定は一般管理費等率により算定する。ただし一般管理費等率に含まれないものは積み上げにより算定する。

2 一般管理費等 $= (A - \alpha) \times \gamma$

A：当該工事のすべての工事原価（処分費、ガス設備工事等を含む）

α ：湧水排出費（一般管理費等の対象としない。）

γ ：湧水排出費を除いた工事原価に対する一般管理費等率

Ⅱ. 一般管理費等率による算定

契約保証費について

共通費基準5（Ⅰ）による契約保証費については、工事原価に表3－Ⅰ による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。

表3－Ⅰ 契約保証費率

内 容	補正值（％）
保証の方法Ⅰ：発注者が金銭的保証を必要とする場合 （工事請負契約書第4条（A）を採用する場合）	0.04
保証の方法2：上記以外の場合	補正しない
注）契約保証のうち、保証の方法2の具体例は以下のとおり。 ・大阪府財務規則第65条の規定により、工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合	

ロ. 積み上げによる算定

住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用については、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては対象としない。

第4項 一般管理費等

Ⅰ. 一般管理費等の算定方法

(Ⅰ) 一般管理費等の算定は一般管理費等率により算定する。ただし一般管理費等率に含まれないものは積み上げにより算定する。

一般管理費等 $= (A - \alpha) \times \gamma$

A:当該工事のすべての工事原価（処分費、ガス設備工事等を含む）

α :湧水排出費（一般管理費等の対象としない。）

γ :湧水排出費を除いたすべての工事原価に対する一般管理費等率

Ⅱ. 一般管理費等率による算定

契約保証費について

共通費基準5（Ⅰ）による契約保証費については、工事原価に表3－Ⅰ による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。

表3－Ⅰ 契約保証費率

内 容	補正值（％）
保証の方法Ⅰ：発注者が金銭的保証を必要とする場合 （工事請負契約書第4条（A）を採用する場合）	0.04
保証の方法2：上記以外の場合	補正しない
注）契約保証のうち、保証の方法2の具体例は以下のとおり。 ・大阪府財務規則第65条の規定により、工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合	

ロ. 積み上げによる算定

住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用については、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては対象としない。

第3章 住宅

第1項 共通事項

この章に定めのない事項については、一般建築を準用する。ただし、一般建築によることが適当でないと認められるものは、その都度協議するものとする。

第2項 共通仮設費

1. 住宅関係特殊工事を含めて発注する場合

共通費基準3(5)の場合は、共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。
また、住宅関係特殊工事の共通仮設費は、共通仮設費率を1%として算定する。

2. 住宅関係特殊工事を含む場合の共通仮設費は次式により算定する。

$$2 \text{ 共通仮設費} = (A - i - j) \times \alpha + j \times 1\% + e$$

A:すべての直接工事費

i:ガス設備工事、処分費、有料道路の通行料金等とする。

e:共通仮設費の積み上げ分

j:住宅関係特殊工事:共通費基準 表-7(内iに含む処分費、有料道路の通行料金等は除く)

α :Aからiとjを除いた額に対する共通仮設費率

3. 総合発注(一括発注)工事の共通仮設費は次式により算定する。

「建築工事」と「電気設備工事」、「機械設備工事」の2以上の工事を総合して発注する場合の共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。

ただし、主たる工事以外のいずれかの工事が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費を算定することができる。

$$2 \text{ 共通仮設費} = A1 \times \alpha 1 + A2 \times \alpha 2 + A3 \times \alpha 3 + j \times 1\% + e$$

A1:建築工事の住宅関係特殊工事等(i+j)を含まない直接工事費

A2:電気設備工事の住宅関係特殊工事等(i+j)を含まない直接工事費

A3:機械設備工事の住宅関係特殊工事等(i+j)を含まない直接工事費

$\alpha 1$:A1の額に対する建築工事の共通仮設費率

$\alpha 2$:A2の額に対する電気設備工事の共通仮設費率

$\alpha 3$:A3の額に対する機械設備工事の共通仮設費率

i :ガス設備工事、処分費、有料道路の通行料金等とする。

e :共通仮設費の積み上げ分

j :住宅関係特殊工事:共通費基準 表-7(内iに含む処分費、有料道路の通行料金等は除く)

第3章 住宅

第1項 共通事項

この章に定めのない事項については、一般建築を準用する。ただし、一般建築によることが適当でないと認められるものは、その都度協議するものとする。

第2項 共通仮設費

1. 住宅関係特殊工事を含めて発注する場合

共通費基準3(5)の場合は、共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。
また、住宅関係特殊工事の共通仮設費は、共通仮設費率を1%として算定する。

2. 住宅関係特殊工事を含む場合の共通仮設費は次式により算定する。

$$\text{共通仮設費} = (A - i - j) \times \alpha + j \times 1\% + e$$

A:すべての直接工事費

i:ガス設備工事、処分費、有料道路の通行料金等とする。

e:共通仮設費の積み上げ分

j:住宅関係特殊工事:共通費基準 表-7(内iに含む処分費、有料道路の通行料金等は除く)

α :Aからiとjを除いた額に対する共通仮設費率

3. 総合発注(一括発注)工事の共通仮設費は次式により算定する。

「建築工事」と「電気設備工事」、「機械設備工事」の2以上の工事を総合して発注する場合の共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。

ただし、主たる工事以外のいずれかの工事が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費を算定することができる。

$$\text{共通仮設費} = A1 \times \alpha 1 + A2 \times \alpha 2 + A3 \times \alpha 3 + j \times 1\% + e$$

A1:建築工事の住宅関係特殊工事等(i+j)を含まない直接工事費

A2:電気設備工事の住宅関係特殊工事等(i+j)を含まない直接工事費

A3:機械設備工事の住宅関係特殊工事等(i+j)を含まない直接工事費

$\alpha 1$:A1の額に対する建築工事の共通仮設費率

$\alpha 2$:A2の額に対する電気設備工事の共通仮設費率

$\alpha 3$:A3の額に対する機械設備工事の共通仮設費率

i :ガス設備工事、処分費、有料道路の通行料金等とする。

e :共通仮設費の積み上げ分

j :住宅関係特殊工事:共通費基準 表-7(内iに含む処分費、有料道路の通行料金等は除く)

第3項 現場管理費

1. 住宅関係特殊工事を含めて発注する場合

共通費基準4(5)の場合は、現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。
また、住宅関係特殊工事の現場管理費は、現場管理費率を 2%として算定する。

2. 住宅関係特殊工事を含む場合の現場管理費は次式により算定する。

2 現場管理費 = (A - i - j) × β + j × 2% + e

A:住宅工事の純工事費

i:ガス設備工事、処分費、有料道路の通行料金等とする。

e:現場管理費の積み上げ

j:住宅関係特殊工事:共通費基準 表-7(内iに含む処分費、有料道路の通行料金等は除く)

β:Aからiとjを除いた額に対する現場管理費率

3. 総合発注(一括発注)工事の現場管理費は次式により算定する。

「建築工事」と「電気設備工事(屋外を含む)」、「機械設備工事(屋外を含む)」及び「屋外整備工事」の2以上の工事を総合して発注する場合の現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。

ただし、主たる工事以外のいずれかの工事が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより現場管理費を算定することができる。

2 現場管理費 = A1 × β1 + A2 × β2 + A3 × β3 + j × 2% + e

A1:建築工事の住宅関係特殊工事等(i+j)を含まない純工事費

A2:電気設備工事の住宅関係特殊工事等(i+j)を含まない純工事費

A3:機械設備工事の住宅関係特殊工事等(i+j)を含まない純工事費

β1:A1の額に対する建築工事の現場管理費率

β2:A2の額に対する電気設備工事の現場管理費率

β3:A3の額に対する機械設備工事の現場管理費率

i :ガス設備工事、処分費、有料道路の通行料金等とする。

e :現場管理費の積み上げ

j :住宅関係特殊工事:共通費基準 表-7(内iに含む処分費、有料道路の通行料金等は除く)

4. 労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正

建築工事、電気設備工事、機械設備工事において、入札公告等に表示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用器具費(フルハーネス型)の補正を行う場合は、一般工事の現場管理費率に1.01を乗じる。

第3項 現場管理費

1. 住宅関係特殊工事を含めて発注する場合

共通費基準4(5)の場合は、現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。
また、住宅関係特殊工事の現場管理費は、現場管理費率を 2%として算定する。

2. 住宅関係特殊工事を含む場合の現場管理費は次式により算定する。

現場管理費 = (A - i - j) × β + j × 2% + e

A:住宅工事の純工事費

i:ガス設備工事、処分費、有料道路の通行料金等とする。

e:現場管理費の積み上げ

j:住宅関係特殊工事:共通費基準 表-7(内iに含む処分費、有料道路の通行料金等は除く)

β:Aからiとjを除いた額に対する現場管理費率

3. 総合発注(一括発注)工事の現場管理費は次式により算定する。

「建築工事」と「電気設備工事(屋外を含む)」、「機械設備工事(屋外を含む)」及び「屋外整備工事」の2以上の工事を総合して発注する場合の現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。

ただし、主たる工事以外のいずれかの工事が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより現場管理費を算定することができる。

現場管理費 = A1 × β1 + A2 × β2 + A3 × β3 + j × 2% + e

A1:建築工事の住宅関係特殊工事等(i+j)を含まない純工事費

A2:電気設備工事の住宅関係特殊工事等(i+j)を含まない純工事費

A3:機械設備工事の住宅関係特殊工事等(i+j)を含まない純工事費

β1:A1の額に対する建築工事の現場管理費率

β2:A2の額に対する電気設備工事の現場管理費率

β3:A3の額に対する機械設備工事の現場管理費率

i :ガス設備工事、処分費、有料道路の通行料金等とする。

e :現場管理費の積み上げ

j :住宅関係特殊工事:共通費基準 表-7(内iに含む処分費、有料道路の通行料金等は除く)

4. 労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正

建築工事、電気設備工事、機械設備工事において、入札公告等に表示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用器具費(フルハーネス型)の補正を行う場合は、一般工事の現場管理費率に1.01を乗じる。

第4項 一般管理費等

1. 住宅建築の一般管理費等は次式により算出する。

2 一般管理費等 = $A \times \gamma$

A:住宅建築の場合、当該工事のすべての工事原価

γ :Aの額に対する一般管理費等率

2. 総合発注（一括発注）工事の一般管理費等は次式により算出する。

「建築工事」と「電気設備工事（屋外を含む）」、「機械設備工事（屋外を含む）」及び「屋外整備工事」の2以上の工事を総合して発注する場合の一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。

2 一般管理費等 = $(A1 + A2 + A3) \times \gamma$

A1:建築工事の工事原価

A2:電気設備工事の工事原価

A3:機械設備工事の工事原価

γ :総工事原価（各工事の工事原価の合計）の額に対する主たる工事の一般管理費等率

付 則

- ・この運用は、平成 21 年 7 月 23 日から適用する。
- ・この運用は、平成 24 年 7 月 1 日から適用する。
- ・この運用は、平成 27 年 4 月 1 日以降の公告案件から適用する。
- ・この運用は、平成 30 年 4 月 1 日以降の公告案件から適用する。
- ・公共建築工事積算基準等資料(平成 26 年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)を準用する。
- ・公共建築工事積算基準等資料(平成 29 年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)を準用する。
- ・公共建築工事積算基準等資料(令和 3 年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)を準用する。
- ・この運用は、令和3年11月1日以降の公告案件から適用する。
- ・この運用は、令和3年12月1日以降の公告案件から適用する。
- ・この運用は、令和4年 4月1日以降の公告案件から適用する。
- ・この運用は、令和4年 8月1日以降の公告案件から適用する。
- ・この運用は、令和5年 3月1日以降の公告案件から適用する。
- ・この運用は、令和6年 2月15日以降の公告案件から適用する。
- ・この運用は、令和7年度早期発注の公告案件から適用する。

第4項 一般管理費等

1. 住宅建築の一般管理費等は次式により算出する。

一般管理費等 = $A \times \gamma$

A:住宅建築の場合、当該工事のすべての工事原価

γ :Aの額に対する一般管理費等率

2. 総合発注（一括発注）工事の一般管理費等は次式により算出する。

「建築工事」と「電気設備工事（屋外を含む）」、「機械設備工事（屋外を含む）」及び「屋外整備工事」の2以上の工事を総合して発注する場合の一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。

一般管理費等 = $(A1 + A2 + A3) \times \gamma$

A1:建築工事の工事原価

A2:電気設備工事の工事原価

A3:機械設備工事の工事原価

γ :総工事原価（各工事の工事原価の合計）の額に対する主たる工事の一般管理費等率

付 則

- ・この運用は、平成 21 年 7 月 23 日から適用する。
- ・この運用は、平成 24 年 7 月 1 日から適用する。
- ・この運用は、平成 27 年 4 月 1 日以降の公告案件から適用する。
- ・この運用は、平成 30 年 4 月 1 日以降の公告案件から適用する。
- ・公共建築工事積算基準等資料(平成 26 年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)を準用する。
- ・公共建築工事積算基準等資料(平成 29 年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)を準用する。
- ・公共建築工事積算基準等資料(令和 3 年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)を準用する。
- ・この運用は、令和3年11月1日以降の公告案件から適用する。
- ・この運用は、令和3年12月1日以降の公告案件から適用する。
- ・この運用は、令和4年 4月1日以降の公告案件から適用する。
- ・この運用は、令和4年 8月1日以降の公告案件から適用する。
- ・この運用は、令和5年 3月1日以降の公告案件から適用する。
- ・この運用は、令和6年 2月15日以降の公告案件から適用する。
- ・この運用は、令和7年度早期発注の公告案件から適用する。
- ・この運用は、令和8年度早期発注の公告案件から適用する。